

日医発第 340 号(健Ⅱ)
令和 6 年 5 月 1 4 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
濱 口 欣 也
(公印省略)

母体保護法施行規則別記様式第13号（2）に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について（再周知）

母体保護法施行規則別記様式第13号（2）に定める人工妊娠中絶実施報告票の改正については、令和5年5月1日付日医発第275号(健Ⅱ)「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」にて、貴会宛てお送りいたしました。

今般、こども家庭庁成育局母子保健課より、別添の通り、再周知依頼がありましたのでご連絡申し上げます。（下記参照）

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会及び会員へ周知徹底が図られますよう、ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

記

- ・人工妊娠中絶を実施した医師が使用する人工妊娠中絶実施報告票に、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、手術による人工妊娠中絶の他、妊娠初期又は妊娠中期に人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤使用の有無を記載すること。
改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- ・経口中絶薬（メフィーゴパック）は、1剤目と2剤目を投与する日が異なることとなるため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶について「人工妊娠中絶を実施した日」には、1剤目を投与した日を記載する。

事務連絡
令和6年5月7日

別記団体の長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課

母体保護法施行規則別記様式第13号(2)に定める
人工妊娠中絶実施報告票の改正について(再周知)

平素より、母子保健行政に格別のご配慮賜り、厚く御礼申し上げます。

母体保護法(昭和23年法律第156号)第25条に基づく人工妊娠中絶の届出については、別添の「母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について」(令和5年4月28日付こ成母第51号こども家庭庁成育局長通知)において、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第46号)が令和5年4月28日に公布・施行され、同規則別記様式第13号(2)に定める人工妊娠中絶実施報告票に「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載することとしたこと等の周知を行ったところで

す。
このたび、人工妊娠中絶実施報告票の改正について再周知させていただきます。改正内容について改めて御了知いただき、貴管下の会員へ再度、周知徹底いただくようお願いします。

(別記)

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本産科婦人科学会
公益社団法人 日本産婦人科医会

こ成母第51号

令和5年4月28日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁成育局長

母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

本日、母体保護法施行規則（昭和27年厚生省令第32号。以下「規則」という。）の一部を改正する、母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第46号。以下「改正府令」という。）が公布されたところです。

改正府令の内容等は下記のとおりですので、御了知いただきますようお願いします。

記

第1 改正府令について

1 改正の趣旨

母体保護法（昭和23年法律第156号）第25条に基づき、人工妊娠中絶を実施した医師は、その月中の手術の結果を取りまとめ、都道府県知事に届け出なければならないが、その届出は、規則別記様式第13号による報告書によらなければならないこととされているところ（規則第27条）。

今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づき、国内で初となる経口投与の人工妊娠中絶薬「メフィーゴパック」（以下「本経口中絶薬」という。）の製造販売についての厚生労働大臣の承認がなされたことを踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

規則別記様式第 13 号（2）に定める人工妊娠中絶実施報告票について、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」の欄を設け、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤の投与の有無を記載させるものとしたこと。

その他所要の改正を行ったこと。

3 施行期日等

- （1）改正府令の公布の日（令和 5 年 4 月 28 日）から施行すること。
- （2）改正府令による改正前の様式により使用されている書類は、改正府令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- （3）改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

第 2 留意事項

本経口中絶薬は、一般名ミフェプリストン及びミソプロストールの 2 剤を投与することにより人工妊娠中絶を行うものであるが、用法として、1 剤目を投与する日と 2 剤目を投与する日が異なることとなる。このため、本経口中絶薬を用いた人工妊娠中絶については、「人工妊娠中絶を実施した日」には、1 剤目を投与した日を記載するものとする。

別記様式第十三号（二）（第二十七条関係）

人 工 妊 娠 中 絶 実 施 報 告 票

（令和 年 月 分）

(1) 人工妊娠中絶を受けた者の番号		(2) 人工妊娠中絶を受けた者の年齢	満 年
(3) 人工妊娠中絶を受けた者の居住地	都 郡 区 道 市 町 府 支庁 村 県	(4) 人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数	1 満7週以前 2 満8週～満11週 3 満12週～満15週 4 満16週～満19週 5 満20週～満21週
(5) 人工妊娠中絶を実施した月日	月 日	(6) 該当条文	1 14条1項1号 2 14条1項2号
(7) 人工妊娠中絶を受けた理由			
(8) 人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無	有 無	(9) 人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有 無
(10) 人工妊娠中絶薬の投与の有無	有 無		
備考			

日本産業規格A列5番

記載上の注意

- 1 手術による人工妊娠中絶の他、薬剤の投与による人工妊娠中絶についても本票により報告するものとする。
- 2 「人工妊娠中絶を受けた者の番号」欄については、各月ごとに人工妊娠中絶を受けた者について実施の順に付した番号を記入すること。
- 3 「人工妊娠中絶を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○で囲むこと。
- 4 「人工妊娠中絶を受けた者の妊娠週数」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 5 「該当条文」欄は、該当する数字を○で囲むこと。
- 6 「人工妊娠中絶を受けた理由」欄には、人工妊娠中絶を受ける理由となつた事実、例えば、結核のため妊娠の継続により健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
- 7 「人工妊娠中絶を受けた者の社会保険適用の有無」欄、「人工妊娠中絶を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄及び「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄は、該当する文字を○で囲むこと。なお、「人工妊娠中絶薬の投与の有無」欄における人工妊娠中絶薬は、妊娠初期又は妊娠中期に、人工妊娠中絶の用途で使用する薬剤を指すものであること。